

資料編



◆計画策定における市民や事業者の意向の反映

◇関係団体へのヒアリング

市内産業の現状や将来像についての認識、各事業所及び産業振興に関する課題、要望等を把握するため、関係各団体に対し、ヒアリングを実施した。

○テーマ：市における産業の現状・課題と今後の産業振興施策のあり方について

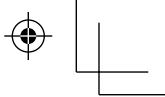
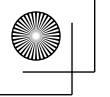
○実施方法：各団体の役員等が一堂に会した会場で、テーマに関する質問をし、
自由に発言する「グループインタビュー形式」により実施

○実施時期：令和3年7月2日（金）～8月20日

○参加人数：29人

<ヒアリング対象>

団体名	ヒアリング日
商工会青年部	令和3年7月2日（金）
商工会工業部会	令和3年7月2日（金）
商工会商業部会	令和3年7月7日（水）
商工会環境衛生業部会	令和3年7月20日（火）
商工会建設業部会	令和3年7月28日（水）
観光協会	令和3年8月17日（火）
農業団体協議会	令和3年8月20日（金）



◆羽村市産業振興計画懇談会

◇羽村市産業振興計画懇談会設置要綱

令和3年2月26日羽産産発第16997号

(設置)

第1条 羽村市の産業振興計画の策定にあたり、羽村市民及び産業関係者等からの意見を広く聴取するため、羽村市産業振興計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、産業振興計画の策定に関する必要な事項について意見交換し、その結果を羽村市長（以下「市長」という。）に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 産業関係団体の推薦者 10人以内
- (3) 産業支援機関等の推薦者 3人以内
- (4) 関係行政機関の推薦者 4人以内
- (5) 市民公募委員 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項について市長に報告するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、産業振興計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、第2条に定める事項について市長に報告した日をもって、その効力を失う。

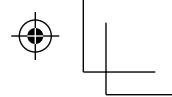
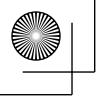
◇羽村市産業振興計画懇談会委員名簿

区分	所属	氏名
学識経験者	多摩大学 経営情報学部教授	◎中庭 光彦
	亜細亜大学 都市創造学部教授	林 聖子
産業関係団体の代表者	羽村市商工会 副会長	○梅津 潔
	羽村市商工会 商業部会委員	秋吉 勝久
	羽村市商工会 建設業部会長	小島 昌夫
	羽村市商工会 環境衛生業部会副部会長	矢部 要
	羽村市商工会 青年部相談役	木下 智之
	羽村市農業団体協議会 会長	加藤 芳秋
	羽村市農業団体協議会 副会長	宮川 陽一
	羽村市農業後継者クラブ 会長	阿部 慎也
	(一社) 羽村市観光協会 会長	池田 恒雄
産業支援機関等の代表者	(一社) 羽村市観光協会 副会長	清水 亮一
	羽村市金融団 幹事 (多摩信用金庫羽村支店 支店長)	新岡 健
	西多摩農業協同組合 代表理事常務	大野 英一
関係行政機関の代表者	(一社) 首都圏産業活性化協会 事務局長	芳賀 啓一
	経済産業省関東経済産業局地域経済部 地域振興課 参事官	大谷 聰
	青梅公共職業安定所 所長	山本 貴彦
	西多摩農業改良普及センター 所長	久保田 聰
市民公募委員	(公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社長	須崎 数正
	市民	早野 和則
	市民	青島 利久
	市民	福田 礼彦
	市民	北原 耕一

◎会長 ○副会長
※所属・職等は令和3年7月2日時点のもの

◇羽村市産業振興計画策定懇談会検討経過

回数	開催日	主な会議内容
第1回	令和3年7月2日(金)	会長及び副会長の選出 会議録の作成及び公表等に関する基準について 産業振興計画懇談会の傍聴に関する定め（案）について 羽村市産業振興計画の位置づけについて 羽村市におけるこれまでの取組み状況及び主な成果について 羽村市の産業の現状について 羽村市の産業に関する意見交換 今後の進め方について
第2回	令和3年7月30日(金)	市内工業の現状・課題・施策の方向性について 市内商業の現状・課題・施策の方向性について
第3回	令和3年9月3日(金)	市内農業の現状・課題・施策の方向性について 市内観光の現状・課題・施策の方向性について
第4回	令和3年10月1日(金)	産業分野間の現状・課題・施策の方向性について
第5回	令和3年10月22日(金)	産業振興計画策定懇談会提言の骨子（案）について
第6回	令和3年11月12日(金)	産業振興計画策定懇談会提言の骨子について
第7回	令和3年12月3日(金)	産業振興計画策定懇談会提言案について
	令和3年12月17日(金)	提言書の提出
第8回	令和4年1月28日(金)	産業振興計画案について



◆府内策定組織

◇羽村市産業振興計画推進委員会設置要綱

改正

平成 28 年 6 月 16 日羽産産発第 4037 号

平成 30 年 3 月 30 日羽企経発第 18989 号

令和 2 年 3 月 31 日羽企企発第 18461 号

令和 3 年 2 月 26 日羽産産発第 16998 号

(設置)

第 1 条 羽村市産業振興計画（以下「計画」という。）を策定し、推進するため、羽村市産業振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を羽村市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 産業振興関係施策の総合的な推進及び調整に関すること。
- (3) 計画の進行管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、産業振興計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 16 日から施行する。

付 則（平成 30 年 3 月 30 日羽企経発第 18989 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 31 日羽企企発第 18461 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 2 月 26 日羽産産発第 16998 号）

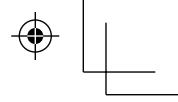
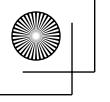
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

◇羽村市産業振興計画推進委員会委員名簿

職名	職名	氏名
委員長	産業環境部長	櫻島 孝文
副委員長	企画政策課長	吉岡 泰孝
委員	財政課長	河野 行秀
委員	課税課長	平原 貞幸
委員	地域振興課長	指田 寿也
委員	産業振興課長	宮田 満裕
委員	環境保全課長	神尾 成也
委員	社会福祉課長	阿部 知宏
委員	都市計画課長	橋本 雅央
委員	土木課長	杉山 誠
委員	区画整理総務課長	乙津 正実
委員	上下水道業務課長	鈴木 宏哉

◇羽村市産業振興計画推進委員会検討経過

回数	開催日	主な会議内容
第1回	令和3年10月15日（金）	第二次羽村市産業振興計画の策定について 計画事業の進捗状況及び主な成果について 羽村市の産業の現状について 産業分野別の現状と課題について (工業・商業・農業・観光・分野間)
第2回	令和4年1月21日（金）	計画内容の確認 (工業・商業・農業・観光・産業の底力強化)



◆用語集

あ

* IoT

Internet of Things、モノのインターネット。あらゆるものがインターネットにつながる仕組み。

* EC、EC サイト

Electronic Commerce、e コマース、電子商取引。インターネットを介して受発注や決済、契約などの商取引を行うこと。EC サイトはそれを行うためのウェブサイト。

* イノベーション

新しい知識や発明の利用、または既存の知識や経験の組み合わせにより、これまでにない製品、生産方法、利用方法等を生み出し、それらが経済活性化につながるプロセスのこと。

* インバウンド

「外から中に入ってくる、内向きの」という意味の言葉で、観光分野で使われる場合、日本を訪れる外国人観光客（旅行全体を指す場合もある）を指す。

* AI

Artifical Intelligence、人工知能。コンピューターのプログラムを用いて、人間の知的行動を人工的に再現すること。

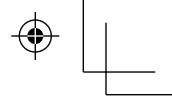
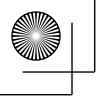
* SDGs

Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標。2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された。2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

か

* 環境配慮型経営

事業活動に伴う資源・エネルギー消費と環境負荷の発生をライフサイクル全体で抑制し、事業エリア内の環境負荷低減だけでなく、グリーン調達や環境配慮製品・サービスの提供等を通じて、持続可能な消費と生産を促進する、事業者による環境に配慮した経営。



*キヤッショレス

電子マネーやクレジットカードを利用して、現金（キヤッショ）を使わずに支払いをすること。

*CASE

自動車業界の4つの技術革新を指す、「Connectivity（つながる）」、「Autonomous（自動化）」、「Sharedy & Service（利活用）」、「Electric（電動化）」の頭文字を取った造語。それぞれ、情報通信技術との接続、自動運転、車両の共有サービス、電気自動車などを指す。

*小売吸引力

ある一定区域内の年間小売販売額をその地域の属する都道府県の年間小売販売額で割ることで求められる数値。1以上になると買い物客を外部から引き付け、1未満の場合は買い物客が外部に流出しているとみることができる。

*交流人口

外部からある地域に何らかの目的で訪れる人口のこと。ここでいう訪問の目的とは、観光、通勤・通学、ショッピング、レジャー、スポーツ、アミューズメントなど幅広い訪問動機を含む。「定住人口」に対する概念。

*コミュニティビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。コミュニティビジネスはソーシャルビジネスの中でも地域的な課題に特に着目したもの。

*コンシェルジュ

フランス語で集合住宅の管理人を指す言葉。そこから派生し、ホテルや公共施設、百貨店などで、客の希望に応じてさまざまな提案や手配などをする係、サービスを指す。

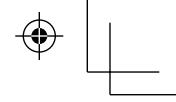
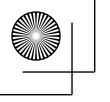
さ

*シェアサイクル

一定の地域内に複数配置された歩道上等に設置された自転車の貸出・返却を行う無人の駐輪施設において自由に貸出・返却できる貸し自転車で、借りた駐輪施設とは異なる駐輪施設に返却することができる。

*事業継続計画（BCP）

Business Continuity Plan、事業継続計画。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。



*スマート農業

ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進する新たな農業のこと。

*ソーシャルビジネス

社会的課題を解決するために、ビジネスの手法を用いて取り組むもの。

た

*DX

デジタル・トランスフォーメーション。デジタル技術を用いることで、生活をあらゆる場面でより良い方向に変化させていくこと。

*デジタル化

組織内の特定の工程における効率化のために、自動化や物質的な情報をデジタル形式に変換すること、また自組織だけでなく外部に対してサービスを提供するより良い方法を構築すること。

*テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。在宅勤務やワーケーションなど様々な取り組み方がある。

*都市農地貸借円滑化法

平成30年9月に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」。これにより、生産緑地の貸借が安心して行える新たなしくみとして、貸借による都市農地の有効活用が促進されることが期待される。

な

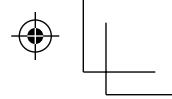
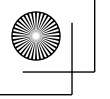
*ニューノーマル

「New（新しい）」と「Normal（常態）」を組み合わせた造語。ここでは新型コロナウィルス感染症の影響を受けて変化した、新しい生活様式や働き方などを指す。

は

*羽~杜プロジェクト

羽村市と姉妹都市である山梨県北杜市、また両商工会が取り組むプロジェクト。「羽村らしさ」、「北杜らしさ」を活かすため、お互いの地域資源の情報共有と活用を進めながら両市



の産業の振興を図ることを目的に交流を進め、地域資源を生かした商品開発やイベントへの相互出店などの取り組みを行っている。

*VR

Virtual Reality、バーチャルリアリティ、仮想現実。コンピューターによって創り出された仮想的な空間などを現実であるかのように疑似体験できる仕組み。

*フィルムコミッショナ

映画・テレビドラマ・CMといった映像作品のロケーション撮影が円滑に行われるための支援を行う、非営利公的機関。撮影支援を行うことによって、地域の活性化に繋げる目的で活動している。

*ブランディング

ある特定の商品やサービスなどが他とは違うものとして認められることで成り立つ「ブランド」を、その商品やサービスが他とは違うものとして区別され、認識させるための取り組みのこと。

5

*ラウンドテーブルミーティング

円卓を囲み、立場や上下関係などに關係なく自由に意見交換を行う会議（ミーティング）のこと。

わ

*ワークライフバランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

*ワーケーション

Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、リゾート地等、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。休暇主体と仕事主体の2つのパターンがある。

*Wi-Fi

インターネットのネットワークに無線で接続する技術。

第二次羽村市産業振興計画

令和4年3月発行

発行 羽村市

編集 羽村市産業環境部産業企画課

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

電話 042-555-1111（代表）



再生紙を使用しています
印刷用の紙にリサイクルできます